

**平成26年度山梨県における医療分野の雇用の質 企画委員会
平成26度における取組について
（「医療労務管理相談コーナー事業」の開始を中心に～）**

2014/11/25

山梨労働局監督課

1-1 これまでの背景と経緯

■ これまでの経緯

✓ 平成23年6月 看護師等の「雇用の質」向上PT報告+「厚労省5局長通知」

✓ 平成24年10月 医療分野の「雇用の質」向上PT発足

Point1

看護職だけの取組から医療機関全体の改善へ

✓ 平成25年2月 「新PT」報告公表+「6局長通知」

✓ 平成25年6月 社会保障審議会医療部会 医療法改正に向けて議論スタート

Point2

医療政策の観点からの対策へ

✓ 平成25年12月 社会保障審議会医療部会 勤務環境改善システム導入を提言

✓ 平成26年2月 一括法による医療法改正案 閣議決定及び国会提出
(医療機関の勤務環境改善システムを制度化する内容を盛り込む)

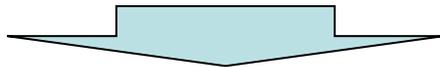
✓ 平成26年6月 医療法改正法案が18日に成立し、25日に公布。10月1日施行。

1-2 これまでの背景と経緯

■ 医療機関の勤務環境問題

労働行政だけで解決することは困難

⇒背景となる医療行政上の課題(例:医師、看護師等の医療従事者の確保対策等)と
一体で解決することが必要



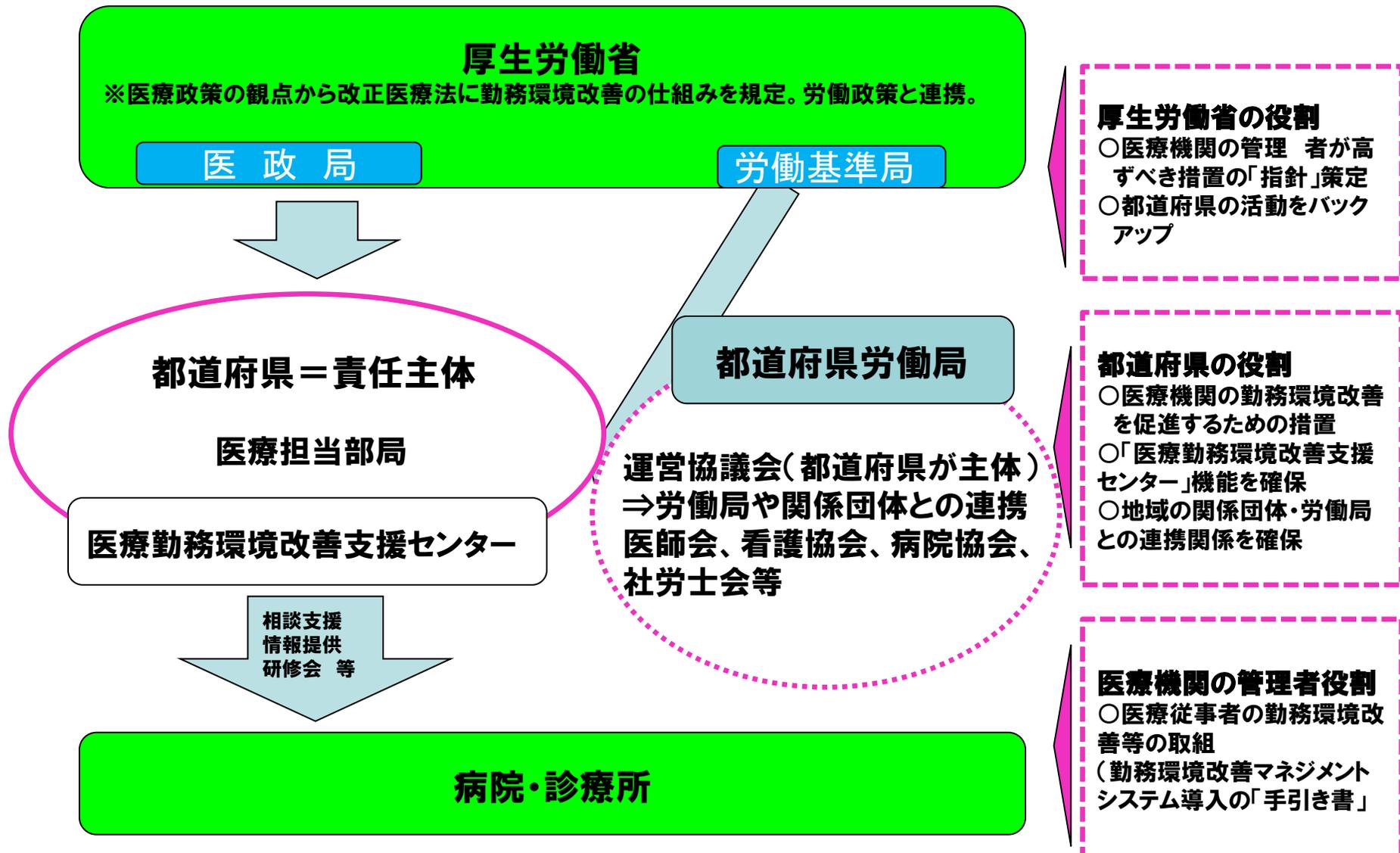
- ✓ 医療法を改正し、医療機関の勤務環境について、医療政策の観点から位置づけ
⇒都道府県(医療政策担当部局)が主体的に関与
- ✓ 医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務医療環境を「医療従事者の確保・
定着」のための課題として位置づけ、ワークライフバランスなど、幅広い観点を視野に入
れた取組を推進

(参考)改正医療法案の関連条文

第30条の5 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする

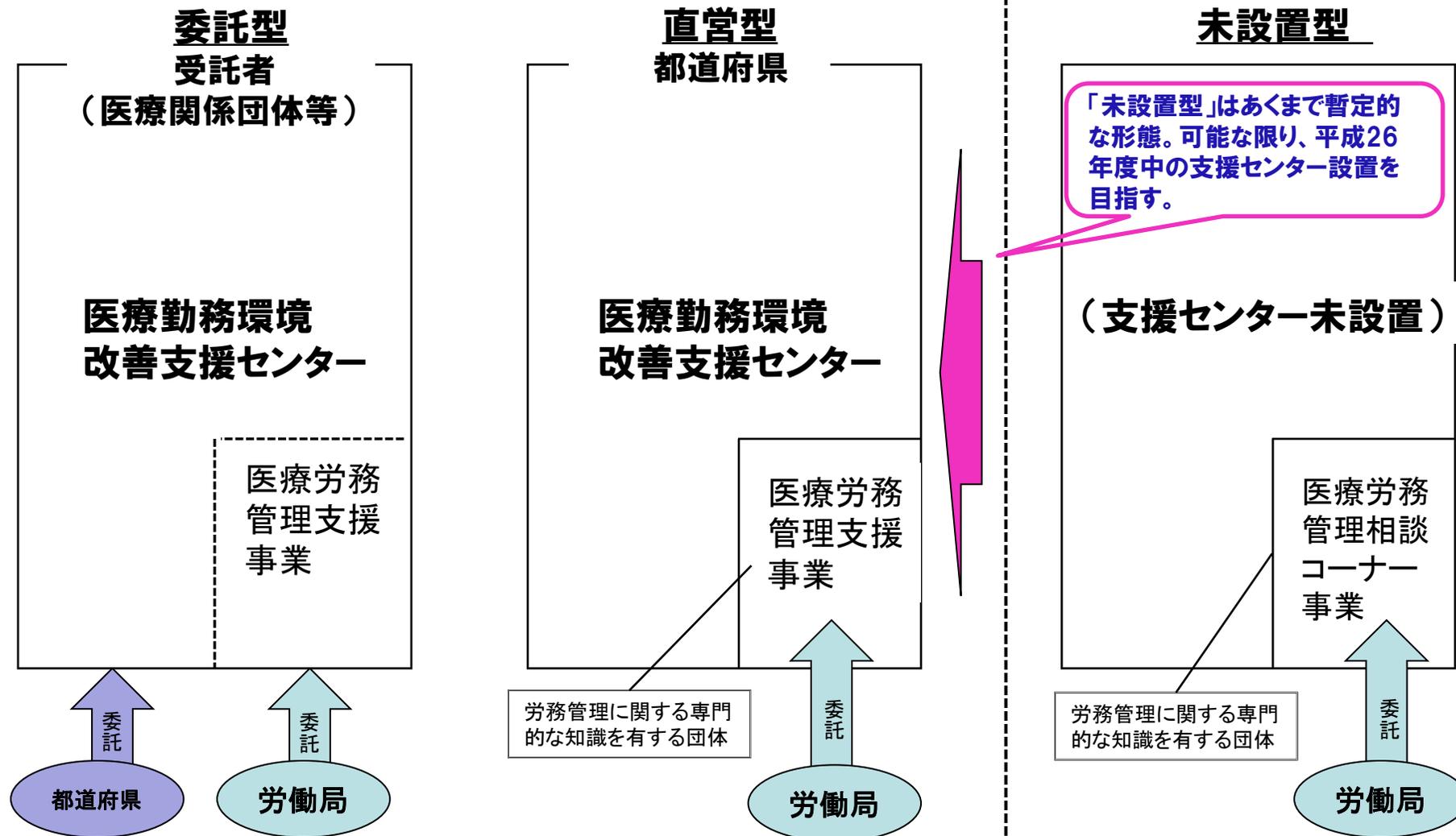
3 都道府県又は前項の規定に委託を受けた者は、第1項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

2-1 医療勤務環境改善の実施体制



3-1 医療勤務環境改善支援センターの設置形態等

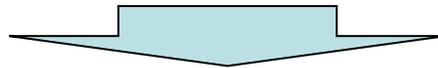
勤務環境改善支援センターを設置



4-1 医療勤務環境改善システムの概略とメリット

■ 医療環境改善支援センターとは

- ✓ 個々の医療機関のニーズに応じて勤務環境改善の取組を専門的、総合的にサポート。
例えば・・・
 - ・時間外労働・夜勤の軽減、有給休暇の促進など
 - ・メンタルヘルス対策、腰痛・生活習慣病の予防対策など
 - ・院内保育所の整備、多様な勤務形態、育児支援・介護支援など
 - ・職員の研修体系・キャリアアップ制度の整備など
 - ☞ 希望に応じて、アドバイザーが病院に赴き、勤務環境改善の取組を支援。
 - ☞ 医療機関の個別ニーズに応じ、他の支援機関との連携支援
-
- ✓ 山梨県医師会他の関係機関・団体との連携体制を構築するため、「医療勤務環境改善支援センター運営協議会」を設置

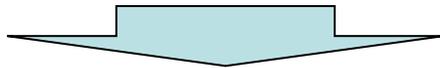


関係機関・団体と連携・協働するためワンストップ・ハブ機能を有するため支援に効果的

地域の医療機関のニーズに応じた支援をワンストップで行う体制を構築

4-2 医療勤務環境改善システムの概略と設置のメリット

- ✓ 支援センターとの連携が想定される各種支援制度、アドバイザー機能の例
 - ☞ (例)看護協会LB推進ワークショップ事業(看護協会)
県医師会女性医師支援相談窓口
県看護協会勤務環境改善アドバイザー 等
 - ☞ (例)メンタルヘルス対策支援センター相談員(メンタルヘルス対策支援センター)
 - ☞ (例)次世代育成支援対策センター(商工会議所)
 - ☞ (例)地域医療支援センター(都道府県)
 - ☞ (例)ナースセンタ就業相談員(都道府県)
 - ☞ (例)女性医師バンク・女性医師支援相談窓口(都道府県)
 - ☞ (例)次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出・公表
 - ☞ (例)労働時間等の設定改善の助成金(労働局)

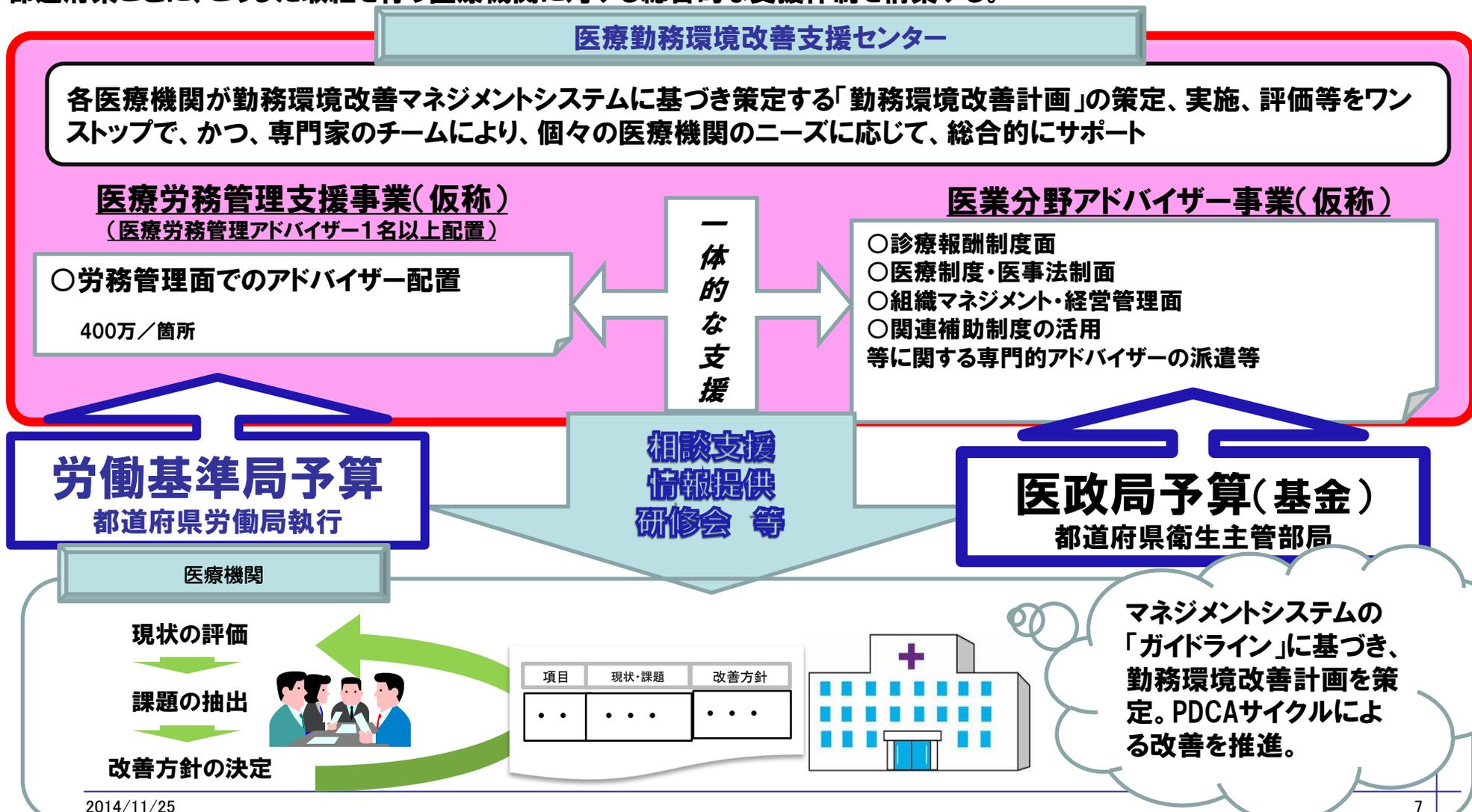


～医療勤務環境支援のための中核的拠点～

利用者(医療機関、医療従事者(医師・看護師等))にとってメリット

4-3 医療勤務環境改善システムの概略と設置のメリット

■医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国における指針の策定等、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組み(勤務環境改善マネジメントシステム)を創設するとともに、各都道府県ごとに、こうした取組を行う医療機関に対する総合的な支援体制を構築する。



5-1 山梨労働局の取組について(昨年度まで)

■ 平成25年度までの取組

- ✓ 平成23年度以降、『雇用の質』向上のための企画委員会」を設置し、医療機関の人事・労務管理責任者を対象とした研修会を開催するなどの取組を推進。

- ☞ 企画委員会及び研修会は毎年開催

- ☞ 平成24年度は山梨県看護協会の御協力による研修会、ワークショップを開催

✓ 平成25年度の取組

- ☞ 『医療スタッフの勤務環境改善等に向けた取組事例集』の発行。山梨労働局働き方・休み方改善コンサルタントが、県内の病院を訪問して収集した取組事例を編集。同年2月の説明会において公表。

説明会・プログラム

- ・ 県内病院における「雇用の質」向上取組事例について
(講師)山梨労働局 働き方・休み方改善コンサルタント
- ・ 仕事と育児・介護の両立を支援する制度・助成金について
(講師)山梨労働局 雇用均等室長
- ・ 効果的な求人を支援する行政の取組について
(講師)山梨労働局 職業安定部職業安定課長



5-2 山梨労働局の取組について(今年度)

■ 現状

- ✓ 医療勤務環境改善支援センターを設置せず(未設置型)。
本年4月1月以降、医療労務管理相談コーナー事業を開始。
 - ☞ 山梨県社会保険労務士会が受託。「山梨医療労務管理相談コーナー」を設置。

- ✓ 医療労務管理相談コーナーの周知・広報について
 - ☞ 労働局HPにおいて周知。
 - ☞ 県内市町村広報誌に掲載依頼。
 - ☞ 監督署窓口でも周知。

■ 今年度の取組について

- ✓ あらゆる機会を捉えて、医療機関を中心に「山梨医療労務管理相談コーナー」の周知を行う。
- ✓ 「勤務環境改善マネジメントシステム」の周知。その一環として医療機関を対象に導入支援のための講習会を行う。
- ✓ 医療機関等を対象に労務管理等の講習会(メンタルヘルス)を行う。
- ✓ 企画委員会の内容について記者発表を行う。

(参考) 企画委員会等の変更点

年度	企画委員会の委員構成 (山梨労働局を除く)	企画委員会 事務局	研修会主催者	勤務環境改善に関する助言など医療 業を支援する体制
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県官公立病院等協議会 会長様 ・山梨県立大学 看護学部長様 ・山梨県医師会 担当理事様 ・山梨県民間病院協会 担当理事様 ・日本精神科看護技術協会 山梨県支部長様 ・山梨県看護協会 会長様 ・山梨県 医務課長様 ・山梨県 労政雇用課長様 	山梨労働局 監督課	企画委員会	<p>働き方・休み方改善コンサルタント</p> <p>※山梨労働局が委嘱している専門スタッフですが、支援の対象は医療業を含む全産業となります。</p>
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県官公立病院等協議会 会長様 ・山梨県立大学 看護学部長様 ・山梨県医師会 担当理事様 ・山梨県民間病院協会 担当理事様 ・日本精神科看護技術協会 山梨県支部長様 ・山梨県看護協会 会長様 ・山梨県 医務課長様 	山梨県社会保険労 務士会	山梨労働局 ※研修会を主催するのは労働局となりますが、これまで同様、労働局が作成したたたき台は企画委員会で御議論いただく予定。	医療労務管理アドバイザー ※平成26年度医療労務管理相談コーナー事業の受託団体が委嘱する専門スタッフであり、支援の対象は医療業に特化されます。